

委託業務概要（案）

1. 件 名 ユマニチュードの国際展開に係る普及促進業務委託

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

3. 履行場所

福岡市健康づくりサポートセンター2階 認知症フレンドリーセンター内

4. 委託内容

委託者は、運営方針の策定、憲章に調印した団体のユマニチュード普及活動やユマニチュードを導入しようとする国内外の団体への支援体制の検討、事業計画の策定、収支計画の策定、国際会議の企画などを行い、受託者へ、広報、視察対応などの普及促進業務を委託する。

（1）情報収集

- ・福岡市を含む「国境なきユマニチュード憲章」に署名した8団体（別表）の活動状況について情報を集め、とりまとめること。
- ・上記以外にもユマニチュードに関する情報を集めること。

（2）情報発信

主に（1）で収集した情報を国内外に向けて発信する。世界中に向けた発信であるが、特にアジアの各都市をターゲットとする。

- ・ホームページを開設し、運営すること。
- ・福岡市を含む「国境なきユマニチュード憲章」に署名した8団体の活動状況やその他ユマニチュードに関する情報を、ホームページやSNSなどを活用しながら広く発信すること。
- ・発信は日本語、英語、仏語を必須とし、その他複数言語で行うこと。
- ・その他効果的な発信を行うこと。

※ ホームページへの掲載などに伴う著作権その他の権利関係に関する責任は、原則として委託者に帰属するものとする。

（3）運営体制の構築

- ・事務所に常時1名以上の事務員を配置し、業務に従事できる体制を整えること。
- ・業務遂行に十分な人数の適切な能力を持つ人員を確保すること。
- ・事務所の業務日・時間は、平日の9:00～17:00とする。詳細は福岡市ユマニチュード推進部（事務局）と協議の上決めること。

（4）施設整備

- ・福岡市健康づくりサポートセンター2階に準備されたスペースを拠点として活用できるように整備すること。
- ・スペースを2分割し、片方を事務所、もう片方を多目的スペースとし、来訪者との

交流などに利用できるものとする。仕切りは可動式のものと、柔軟な活用ができるようにすること。

- ・事務所には2名の事務員が在籍することを想定し、デスクやOA機器などを設置すること。また、事務用デスクとは別にミーティングスペースも設けること。
- ・インターネット環境を整備すること。
- ・事務所開設に関する整備は令和7年10月上旬までに完了する予定で進めること。
- ・事務所の清掃を適切に行うこと（頻度等は自由提案）。なお、福岡市健康づくりサポートセンター及び認知症フレンドリーセンター内の維持管理について、不測の事態においては可能な範囲で対応すること。
- ・本施設内の設備は、常に正常な機能を保持し安全・快適に施設を使用することが出来るよう留意すること。
- ・必要に応じ施設に大きな影響を及ぼさない範囲で簡易な維持補修を行うこと。
- ・施設運営に係るごみについては福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第26号）第2条第2項第2号の事業系廃棄物として適正に処理すること。

（5）窓口業務

- ・ユマニチュードに関する問い合わせ、視察の申し込み、導入希望などがあった場合、それを受け付け、適切に対応すること。
- ・対応にあたっては、福岡市、日本ユマニチュード学会、SAS ユマニチュードと連携すること。
- ・必要に応じて視察対応の補助などを行うこと。
- ・専用の電話、Eメールアドレスなどを開設すること。

（6）事務局との連携

- ・月1～2回程度、福岡市ユマニチュード推進部（事務局）とのミーティングを実施し、事業の進捗報告や関連事項の共有を行うこと。

5. 成果物

（1）月間報告

毎月の活動報告を行うこと。内容は福岡市ユマニチュード推進部（事務局）と協議の上決めること。

（2）年間報告

1年間の活動報告を行うこと。内容は福岡市ユマニチュード推進部（事務局）と協議の上決めること。

6. 再委託について

- (1) 受託者は、本委託業務全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。

7. その他

- (1) 業務履行にあたっては、委託者との連絡調整を密に行い円滑な業務遂行に努めること。
- (2) 委託者は、受託者の委託業務の履行状況を適宜調査・確認し、報告を求めることができるものとし、かつ、必要に応じて改善を求めることができるものとする。
- (3) 業務遂行過程において生じた疑義や、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、定めるものとする。
- (4) 本仕様書に定める成果物及びその他業務に付随して発生する全ての提出物等の著作権は、全て委託者に帰属するものとする。

別表 「国境なきユマニチュード憲章」に署名した8団体

福岡市
SAS HUMANITUDE
ECOLE HUMANITUDE
HUMANITUDE France et AGEVILLAGE
HUMANITUDE INTERNATIONAL
一般社団法人 日本ユマニチュード学会
FONDATION PERE FAVRON
FUNDACION ALBEIRO VARGAS & ANGELES CUSTODIOS